

## 沖縄市庁舎飲料用自動販売機設置仕様書

### 1. 設置条件

- ① 設置は、入札金額（1台：年額4,800円以上）で最高価格を提示した飲料用自動販売機設置事業者（以下、「設置事業者」という。）に設置優先権を与えるものとする。  
（最高価格を提示した設置事業者が辞退した場合は、次に高い価格を提示した設置事業者となる。）
- ② 設置場所は、本市が指定した場所への飲料用自動販売機（以下、「自販機」という。）となるが種類によっては、商品の補充やメンテナンスの為に扉の開閉等に支障が生じることもあるので、応募前に必ず別途図面及び設置場所の寸法など現場確認を行うこと。

### 2. 設置場所

沖縄市役所・・・・・・・・・・（図示表示の通り）  
設置場所・・・・・・・・・・市民広場（屋外） 面積：2.00㎡  
（自販機：幅1.2m×奥行0.8m以内）  
（回収箱：幅1.2m×奥行0.8m以内）  
設置台数・・・・・・・・・・1台

### 3. 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4. 飲料用自販機の種類及び運営上の条件

- ① 設置事業者は、自販機の売上状況を毎月取りまとめ、翌月の15日までに、売上状況を報告すること。なお、売上金額に係る売上手数料は徴収しないものとする。
- ② 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。また、販売品目の詳細については、契約後に本市と協議のうえ決定するものとする。
- ③ 一本あたりの価格については、標準小売価格以下で販売すること。
- ④ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収箱を指定場所に設置し、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをして衛生的に良好な状態を保つこと。
- ⑤ 障がい者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。
- ⑥ 外観については、沖縄市をPRするラッピングを施すこと。  
※デザインについては、本市と協議のうえ決定すること。

## 5. 光熱水費について

自販機設置に伴う光熱水費は、その使用実績に基づき個別メーターにより沖縄市が算定した額とする。(基本料金及び消費税含む)

また、光熱水費は、本市が別途発行する納入通知書により、毎月、沖縄市が指定する期日までに設置事業者が沖縄市に納入するものとする。

- ※ 設置する自販機の電力の引込み及び個別メーターについては、設置事業者が負担すること。
- ※ 現在、設置業者にて、電力の引込は完了しているが、入札後、設置業者が変わった場合については、現設置業者と新設置業者とで電力引込の配線及びコンセントの使用を調整すること。

## 6. 設置後の安全対応及び環境配慮

- ① 設置事業者は、台風や地震等で自販機の転倒に配慮し適正に設置をすること。
- ② 自販機の設置にあたり、省エネルギー、ノンフロン対策等の環境負荷を低減した機種とすること。

## 7. 維持管理について

- ① 設置事業者は、商品の補充、釣り銭管理等の自販機の維持管理を行うこと。なお、窃盗等による商品及び自販機が汚損又は破損した時は、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。
- ② 設置事業者は、商品の賞味期限等に注意をすること。
- ③ 自販機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。(2時間以内に対応できることを目安とする。)  
また、自販機に故障等が起こった場合の連絡先を記入すること。
- ④ 定期的に運営上の安全について確認すること。
- ⑤ 自販機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、設置事業者が補償すること。
- ⑥ 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、自販機に係る窃盗事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないものとする。
- ⑦ 設置業者は、自然災害(台風、地震等)で自販機の転倒、雨による故障(水没も含む)で故障をした場合は、設置業者の負担により速やかに復旧すること。
- ⑧ 本市は、法律で定められている受電力設備の点検により、年1回、全庁停電を実施するため、実施日に電力供給が出来ないので事前に設置業者へ通達する。なお、停電復旧時に故障した場合は、本市の責に帰さない。

8. 費用負担について

設置、保守管理、移設、撤去及び原状回復等に関する一切の費用を設置事業者が負担すること。なお、本市へ補償の請求をすることはできない。

9. その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と設置事業者の間で協議の上、決定するものとする。